

平成 22 年度東京都予算等に対する要望書

社団法人 東京都自動車整備振興会 東京都自動車整備商工組合

【要望事項】

1. 自動車の排出ガスを低減させる効果のある点検整備の励行について、積極的に都民広報されたい。

(理由)

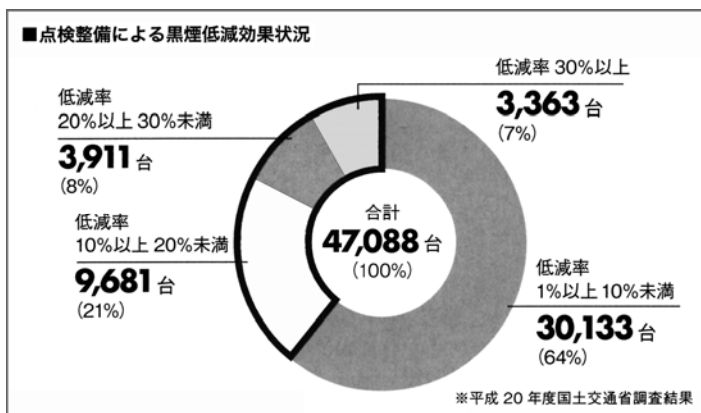
平成 20 年度国土交通省調査によると、自動車整備事業者がエア・クリーナ・エレメントの点検、清掃、交換等の整備を実施することによって、すべての車両の黒煙が低減し、そのうち 10%以上の低減効果が認められた車両が全体の 36%あるという結果が報告されている。当会としても「点検・整備の実施によって黒煙濃度は改善される」ということを、平成 12 年度より継続して要望し、強く訴えているところである。

東京都では、国の予算編成・政府施策の策定に都の意向を反映させるため、政府各府省庁に対する提案要求活動を実施し、「平成 22 年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」において、環境対策として「自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化」を採り上げている。

この中で、ディーゼル車等の使用過程車の排出ガスが大気汚染に大きく影響していることから、地域外からの流入車規制を図り、規制不適合車を識別するためのステッカー制度の構築を掲げており、当会としても本年 4 月より「東京都適合車ステッカー制度」に協力しているところである。

東京都においては、「東京都適合車ステッカー制度」を周知するため、本年の自動車税納税通知においてチラシを同封し、本制度の窓口として当会を紹介している。

については、東京都における深刻な大気汚染状況を踏まえ、的確な点検整備の実施による使用過程車の黒煙濃度等低減を図るという観点から、点検整備の励行が確保されるよう、東京都が提案する「自動車排出ガスに係る大気汚染対策の強化」中に、定期的な点検整備の実施による黒煙低減効果を盛り込んでいただくとともに、自動車ユーザーに「点検整備の重要性」を確実に周知できる「自動車税納税通知」での広報並びにトラック等の運転者の視覚に触れることの多い、東京都が管理する道路の見やすい場所に、点検整備の励行と排出ガスを低減させるための広報を積極的に実施されたい。



自動車税納税通知において、道路運送車両法で定められた点検整備実施にあたっての都民広報を実施されたい。

【要望事項】

2. 指定自動車整備事業者(民間車検場)に対する「固定資産税」の減免措置を講じられたい。

(理由)

指定自動車整備事業者(道路運送車両法第94条の2の規定に基づく指定整備事業者)は、いわゆる「民間車検場」と呼ばれ、国の自動車検査の代行機関として既に約7割の「継続検査」を処理し、国民の利便と行政事務の簡素・合理化に寄与しているところである。

また、指定整備事業者は、認証事業場としての基準である「屋内作業場」と「車両置場」のほかに、自動車の検査専用施設として「完成検査場」をはじめ、「自動車検査用機器」等の備え付けが義務付けられている。

ついては、国の自動車検査を代行する指定整備事業場の検査施設については、「固定資産税」の減免措置を講じられたい。

【要望事項】

3. 軽自動車納税事務オンライン化を早急に制度化されたい。

(理由)

自動車税の納税事務については、すでにオンライン化(電子処理化)され、各税事務所においても納税証明書の発行を受けることができ、都民の利便が確保されている。しかし、軽自動車税については、その納税窓口が区市であるため、当該軽自動車の所轄区市でないと納税証明書の発行を受けることができない。

ついては、都民の利便向上を図るため各区市と軽自動車検査協会間のオンライン化を早急に制度化し、検査協会等のいずれの窓口でも納税証明書の発行等、納税事務が行い得るよう措置されたい。

【要望事項】

4. 練馬地区に軽自動車の検査施設を設置されたい。

(理由)

最近の軽自動車保有台数の増加に伴い、軽自動車の検査業務量も増加しているなか、練馬地区の自動車整備事業者にあつては、軽自動車の検査等手続きのため、遠方の検査場へ現車を持ち込まなければならない、交通渋滞に加え排出ガス等による環境への悪影響も懸念されるところである。

現在、東京都内における国の自動車登録エリアは5ヶ所(品川・足立・練馬・多摩・八王子)あり、それぞれに検査場が設置されている。これに対して軽自動車の検査場は4施設(品川・足立・多摩・八王子)となっており、国の自動車検査登録エリアの中で、軽自動車の検査施設がないところは練馬地区だけで、練馬ナンバーの軽自動車の検査等手続きは、他ナンバーの検査施設で行わなければならない。

このように、練馬地区の軽自動車の検査等諸手続きには時間を要することから、自

自動車整備事業者のみならず、自動車ユーザーにあっても不便を強いられている状況にある。

については、交通渋滞や環境への弊害軽減、自動車整備事業者並びに自動車ユーザーの利便向上と負担軽減を図る観点から、練馬地区における軽自動車の検査施設を設置されたい。

【要望事項】

5. 都内における二輪車の駐車を拡充されたい。

(理由)

二輪車は四輪自動車と比較して、省エネルギー、省スペース、省資源等、地球温暖化抑止に加え高い機動性を備えている。また、最近のガソリン価格高騰の折、利便性の高い乗り物として再注目されつつある。

平成 18 年 6 月の道交法改正によって駐車違反取り締まりが強化されたことにより、二輪車の駐車場整備が大きな課題となっている。

警視庁のデータによると、都内の二輪車の違法駐車台数(平成 19 年)は、自動二輪車 11,851 台、原動機付自転車 23,052 台で、特に 23 区内における二輪車の違法駐車が大きく目立っている。

このような状況下、東京都においては「自動二輪車駐車場整備促進アクションプログラム」を策定し、自動二輪車駐車場の整備促進に向けた取り組みをされているが、都内における二輪車の駐車場は絶対的に不足していることから、二輪車のパーキングチケット導入、既存駐車場での二輪車駐車整備、路上(車道、歩道)における二輪車駐車場整備等、二輪車駐車場の更なる拡充に向けて早急に整備されたい。